

[原著論文]

障害者差別と合理的配慮の提供の実態からみた障害者福祉の課題 －「障害者差別解消法」施行下における市民意識調査をとおして－

佐藤 博幸

キーワード：障害者差別解消法，被差別体験，合理的配慮の提供，障害の社会モデル

Discrimination against persons with disabilities and challenges to disability welfare in view of the realities of provision of reasonable accommodation: Findings from a citizens' awareness survey after implementation of the Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities

Hiroyuki Sato

Abstract

A citizen's awareness survey was conducted regarding disability welfare after enforcement of the Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities, with responses obtained from 180 participants, including 71 persons with disabilities (response rate of 70.59%). The results of the survey indicated that while citizens' understanding of laws and institutions has progressed to a certain extent, 60.56% of persons with disabilities have personally experienced discrimination rooted in obstacles to opportunities for social participation or daily life scenarios such as neighborhood interactions. Further, personal experience of discrimination also varied depending on the type of disability. In order to improve the status of persons with disabilities and provide a rigorous employment environment, it is desirable that the principle of providing reasonable accommodation should continue to expand in the context of daily life.

The proportion of people who perceive that reasonable accommodation is provided tended to be higher in settings of direct communication and lower in settings of indirect communication such as written correspondence.

Conversely, 63.3% of all respondents felt that normalization had not progressed, and differences were observed in how the degree of awareness of laws and institutions was perceived and the adequacy of welfare for persons with disabilities.

Currently, with respect to welfare for persons with disabilities, a demand exists for initiatives to realize a convivial society fully infused by a normalization principle of

新潟医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 医療福祉学専攻

[責任著者および連絡先] 佐藤 博幸
新潟医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科
〒950-3198 新潟県新潟市北区鳥見町1398番地
E-mail: hwd16006@nuhw.ac.jp

投稿受付日：2018年9月14日

掲載許可日：2018年12月24日

eliminating discrimination against persons with disabilities. The elimination of social barriers that restrict the activities of persons with disabilities and prevent their participation in society has come to be a major challenge confronting welfare for persons with disabilities.

Expanding the provision of reasonable accommodation based on a social model of disability may be considered a powerful force for advancing welfare for persons with disabilities in the future with a view toward the resolution of this issue.

Keywords : Act for Eliminating Discrimination against People with Disabilities, personal experience of discrimination, provision of reasonable accommodation, social model of disability

要旨

障害者差別解消法施行下における障害者福祉に関する市民意識調査を実施し、障害当事者71人を含む180人から回答を得た(回収率70.59%)。この結果、市民の間で法律や制度に関する理解は一定の理解が進んでいるものの、近所づきあい等地域生活の場面や社会参加の機会に障害に根差した差別を体験したことがある障害当事者が60.56%に及び、障害の種別により被差別体験に差があることが明らかになった。障害当事者の地位向上を図るために、厳しい雇用環境の改善と併せ日常生活における合理的配慮の提供の理念が広がっていくことが望まれた。

合理的配慮の提供を感じる人の割合は、直接的なコミュニケーション場面で高く、文書による連絡など間接的なコミュニケーション手段では低い傾向がみられた。

一方、ノーマライゼーションが進展していると考える者は全回答者の36.67%にとどまり、法律や制度に対する認知度と障害者福祉の充実度に対するとらえ方に開差がみられた。

今、障害者福祉は、障害者差別解消に向けノーマライゼーション理念の浸透を実感できる共生社会の実現に向けた取り組みが求められている。障害当事者の活動を制限し、社会への参加を阻んでいる社会的障壁を取り除くことは、障害者福祉の直面してきた大きな課題である。

障害の社会モデルを土台にした合理的配慮の提供の広がり、この課題解決に向けこれからの障害者福祉を進展させていく大きな力になるものと考えられる。

I はじめに

我が国は平成19年に障害者権利条約¹⁾の署名以降、国内法を順次整備し、平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法という)は、平成28年4月1日から施行されている。その眼目は個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明

があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないものについては、障害者の権利利益を侵害することにならないよう、社会全体で社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取り組み(合理的配慮の提供)を進め、共生社会の実現を目指す²⁾、というものである。

障害者差別解消法を巡っては、法施行後間もないこともあり、「法律や制度ができたからといって、世の中簡単には変わらない」という指摘³⁾がある一方、障害者差別解消法施行による差別解消効果の分析⁴⁾、日常生活における差別と合理的配慮の実態に関する報告⁵⁾、障害者就労における労働と福祉の融合を提起し合理的配慮の可能性をすすめる議論⁶⁾、特別支援学校教員の卒業後の生徒への合理的配慮の提供に対する意識調査⁷⁾、知的・発達障害成人の権利に関する保護者の意識調査⁸⁾等それぞれの分野における障害者差別解消法の制定に期待する多くの議論がある。さらに障害者差別解消法制定を我が国における障害者施策の変遷の中に位置づけた論考⁹⁾、ノーマライゼーションの理念を踏まえた障害者の多様性を論じた指摘¹⁰⁾、障害者差別解消法の中核となる障害者権利条約からみた社会モデルの概念は、障害は個人に責任を課したのではなく、社会に障壁があることにより完全に参加することが妨げられる要因があるとする障害概念の検討¹¹⁾、そしてこれらの豊かな障害の概念を導いた社会モデルの源流をたどる緻密な研究も進展してきている^{12), 13)}。

法定化に伴い、合理的配慮の提供が義務付けられた国・自治体におけるガイドラインの作成、障害者差別解消に向けた自治体条例の策定等の取り組みが進められている。しかし、障害の種別や程度が多岐にわたることから市民レベルでは障害に対する理解が深まらず、具体的な雇用、生活場面において障害者に対してどのように接し、配慮すればいいのか、合理的配慮の具体的なイメージがつかめないうまま、戸惑いが見られる(表3-3)。また、これらの背景を探るための障害者福祉に関する調査は特定の分野に限定されがちで、市民各層を対象にし

た意識調査は少ない。

そこで本研究では、障害当事者を含む市民各層を対象にした障害者福祉に関する意識調査をとおして、障害者差別と合理的配慮の提供の実態からみた障害者福祉の課題を明らかにし、障害者差別解消法の浸透と、障害当事者の地位向上を図り、研究の成果を地域、自治体等に還元し、地域における自立支援に資するとともに、共生社会実現の機運醸成を図ることを目的とする。

II 調査方法

1 調査地域及び調査対象

調査地域は山形県沿岸地方に位置するT市とした。T市は、2010年代からいち早く住民参加型の手法による「地域福祉計画」（T市地域福祉ビジョン06）を策定し、現在は、健康福祉都市の形成をまちづくりの基本方針に掲げている。T市の市域は1,311km²、人口は129,630人で高齢化率は31.61%に及び世帯数は45,332世帯（平成27年国勢調査）である。また、障害児・者数は8,914人、人口比率6.88%である（T市障害福祉計画、平成27年3月）。

調査対象は以下の方法により選定抽出した108団体（組織）255人である。

1) 町内会

旧T市、T市合併（平成17年10月）前、旧隣接5町村の各町内会名簿からそれぞれ1町内会を無作為抽出した13町内会63人。

2) 障害者

障害当事者団体会員名簿から無作為抽出した14団体65人。

3) 福祉従事者等

福祉事業者名簿、民生委員・児童委員名簿等から無作為抽出した福祉従事者35団体36人、民生委員・児童委員22民生区38人、障害者ボランティア2団体2人。

4) 行政・議会議員等

市長部局（含む市立病院）、教育委員会各課に依頼した21課21人、市議会議員30人（悉皆）計51人。

2 調査内容及び集計解析

調査内容は障害者差別解消法の認知度、障害当事者自身の被差別体験の有無と障害当事者からみた合理的配慮の提供の現況、ノーマライゼーションの理念の浸透度、これから注力すべき障害者福祉の方向等である。質問は、性別、職業等回答者の属性、多重回答（MA）を除いて、「ある、ときどきある、あまりない、ない」の4件法により尋ね、統計処理は、IBM SPSS 23 EXACT TESTSにより行った。

3 調査票の配布及び回収方法

調査は、町内会長、団体代表者等に直接面談のうえ依頼し、承諾を得た団体に実施した。

調査票はそれぞれ町内会、団体等を通じて被調査者あて調査票を配布留置し、調査票は、所属する団体（組織）が特定できないように回答者から個々に郵送による返信・回収とした。

4 調査・回収期間

平成28年11月1日から平成28年12月31日とした。

5 倫理的配慮

新潟医療福祉大学倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号17733-1600905）。アンケートの集計、解析にあたっては個人を特定できないように回答者の居住地域、団体（組織）の所属については、変数として扱わないこととした。

III 調査結果

1 回収率

対象とした108団体（組織）255人中、180人から回答を得、回収率は70.59%であった。

2 回答者（n=180）の属性

全回答者180人の属性は、表1（1）のとおりである。性別は男性99人、女性81人で、平均年齢は58.68歳（SD: 16.46）であった。また、回答者の居住地域は、合併前の旧T市が94人と半数を占め、残りは合併前隣接旧5町村に分散していた。回収数の多寡は抽出された1町内会単位（集落）の規模によるものである。職業分類は厚生労働省編職業分類によったが、これを後の検討のために管理的・専門・技術的職業、それ以外の職業、無職の3類型に便宜的に区分したところ、管理的・専門・技術的職業が59人（32.78%）、それ以外の職業が53人（29.44%）、無職が68人（37.78%）となった。

回答者の障害の有無を尋ねたところ、障害を有している者（以下障害当事者）が71人（39.44%）、障害がないと答えた者が109人（60.56%）であった。障害当事者71人の障害種別、手帳所持状況、障害者団体への加入状況を表1（2）に示した。障害種別では、肢体不自由35人が半数弱を占め、以下、知的障害9人、内部障害7人、自閉症スペクトラム6人、聴覚障害4人、精神障害4人、視覚障害3人、難病1人であった。障害者手帳等の所持状況をみていくと、障害種別と対応する形で身体障害者手帳47人、療育手帳11人、精神保健福祉手帳3人、このほか自立支援医療受給者証と合わせ所持している者が4人であった。

また、障害当事者団体に加入している者は、40人（56.34%）と半数を超え障害種別ごとに多くの当事者団体があげられていたが、未加入も31人（43.66%）に及んでいた。回答票の記入が家族によるものが25人（35.21%）であった。

表1 回答者の属性

(1) 全回答者 (n=180)			
属性		度数	構成比
性別	男性	99	55.00
	女性	81	45.00
年齢	平均年齢	58.68	
	標準偏差	16.46	
回答者地域	旧T市	94	52.22
	F地域	20	11.11
	H地域	14	7.78
	K地域	10	5.56
	AH地域	11	6.11
	AT地域	31	17.22
回答者職業	管理的職業	23	12.78
	専門的・技術医的職業	36	20.00
	事務的職業	12	6.67
	営業・販売の職業	12	6.67
	サービスの職業	8	4.44
	営業・販売の職業	15	8.33
	生産工程の職業	2	1.11
	建設・採掘の職業	3	1.67
	運搬・清掃・包装等の職業	1	0.56
	無職	68	37.78
	職業区分別	管理的専門技術的職業	59
管理的以外の職業		53	29.44
無職		68	37.78
障害の有無	ある(障害当事者)	71	39.44
	ない	109	60.56
(2) 障害当事者の障害種別、手帳所持及び団体加入状況 (n=71)			
障害種別	肢体不自由	35	49.30
	視覚障害	3	4.23
	聴覚障害	4	5.63
	内部障害	7	9.86
	知的障害	9	12.68
	精神障害	4	5.63
	自閉症スペクトラム	6	8.45
	難病	1	1.41
	その他	1	1.41
	不明	1	1.41
手帳所持状況	身障手帳重度	18	25.35
	身障手帳3級～	29	40.85
	療育手帳A	7	9.86
	療育手帳B	4	5.63
	精神保健福祉手帳2, 3級	2	2.82
	精神保健福祉手帳	1	1.41
	精神保健福祉手帳2, 3級+受給者証	1	1.41
	身障手帳重度+受給者証	1	1.41
	療育手帳B+受給者証	2	2.82
	所持状況不明	6	8.45
障害者団体加入状況	加入	40	56.34
	未加入	31	43.66

表2 障害者差別解消法の認知度と知った手段（全回答者n = 180）

項目		度数	構成比
差別解消法の認知度	名前も内容も知っているa	80	44.44
	名前は聞いたことがあるが内容は知らないb	64	35.56
	知らないc	34	18.89
	無記入d	2	1.11
	(知っているa+b)	144	80.00
	(知らないc+d)	36	20.00
知った手段（MA）	テレビ・新聞	75	41.67
	市の広報	25	13.89
	内閣府広報	9	5.00
	講演会イベント	24	13.33
	職場	31	17.22
	障害者団体施設	36	20.00
	友人知人	3	1.67
	その他	3	1.67

表2-2 障害のない群と障害当事者群における認知度の比較

回答者	知っている	知らない	知っているの構成比
障害のない群（n = 109）	81	28	74.31
障害当事者群（n = 71）	63	8	88.73

カイ2乗検定Fisherの直接法 p = 0.022 < .05

表3 障害のない群、障害当事者群における接触頻度の比較

回答者	接触頻度	
	ある	ない
障害のない群（n = 109）	81	28
障害当事者群（n = 71）	66	5
全回答者（n = 180）	147	33

カイ2乗検定Fisherの直接法 p = 0.001 < .01

3 障害者差別解消法の認知度、障害者との接触頻度及び接触時の対応状況

障害者差別解消法の認知度及び障害者差別解消法を知った手段は、表2に示した。80人（44.44%）が障害者差別解消法について「名前も内容も知っている」と答え、「名前を聞いたことがある」者までを含めると144人（80.00%）に達し、「知らない」と回答した36人（20.00%）を上回っていた。障害者差別解消法を知った手段は、「テレビ・新聞」が75人（41.67%）と最も多く、次いで「障害者団体・施設」が36人（20.00%）、「職場」が31人（17.22%）、「市の広報」が25人（13.89%）の順であった（多重回答）。認知度について障害の有無によって比較すると表2-2のとおり障害当事者群において認知度が高かった。

日ごろ障害当事者と接する機会は「ときどきある」を含め、「ある」が147人（81.67%）、「接する機会のない」、

「あまりない」が33人（18.33%）で、障害当事者群の接触頻度が高かった（表3）。さらに接触頻度と差別解消法に関する認知度、接触時の対応状況の関連についてみていくと、接触頻度によりそれぞれ認知度、対応状況に差がみられた（表3-2）。接触したときに適切な対応ができなかった理由は、71人（39.44%）が「接し方が分からない」をあげ、33人（18.33%）が「（援助の）申し出がなかった」、「気恥ずかしいから」、「関わりたくなかった」がそれぞれ8人（4.44%）、1人（0.56%）であった。そして、適切に対応できなかったときに、今後適切に対応していくために必要な情報は何かを問うと、「障害の内容や種別に関する知識」が132人（73.33%）、「合理的配慮の具体的内容」が109人（60.56%）などであった（表3-3）。

4 障害者差別の実態と合理的配慮の提供の現況

障害を理由に差別偏見を感じたことがある障害当事者

表3-2 接触頻度と認知度、接触したときの対応状況 (n = 180)

	接触頻度	認知度		対応状況	
		知っている	知らない	対応できた	対応できなかった
	ある	123	24	112	35
	ない	21	12	17	16

カイ2乗検定Fisherの直接法 $p = 0.015 < .05$ カイ2乗検定Fisherの直接法 $p = 0.009 < .01$

表3-3 適切に対応できなかった理由と必要な情報 (MA) (全回答者n = 180)

適切な対応ができなかった理由 (MA)	接し方が分からない	71	39.44
	申出がなかった	33	18.33
	気恥ずかしいから	8	4.44
	関わりたくなかった	1	0.56
適切な対応に必要な情報 (MA)	障害の内容種別の知識	132	73.33
	合理的配慮の具体的内容	109	60.56
	障害当事者の体験談	59	32.78
	取組の先進例	58	32.22

表4 障害を理由にした被差別体験とその時の機会 (n = 71)

(1) 被差別体験

	度数	構成比
感じたことがある	43	60.56
感じたことがない	22	30.99
無記入	6	8.45

(2) 差別偏見を感じた機会 (MA)

近所づきあい	21	29.58
地域行事	22	30.99
就職活動	12	16.90
仕事	12	16.90
電車バス	18	25.35
買物	18	25.35
医療機関	18	25.35
学校保育園等	5	7.04
福祉施設	10	14.08
行政	15	21.13
その他	5	7.04

表4-2 障害種別と被差別体験 (n = 65)

障害種別	差別を感じたことがある	差別を感じたことがない	差別を感じたことがあるの構成比
身体障害等	27	21	56.25
知的・精神・自閉症スペクトラム	16	1	94.12

カイ2乗検定Fisherの直接法 $p = 0.006 < .01$

表5 合理的配慮の提供の現況 (n = 71)

配慮の程度	窓口	電話	文書	公共施設	福祉施設
	度数 (構成比)				
配慮されている	56 (78.87)	54 (76.06)	48 (67.61)	50 (70.42)	46 (64.79)
配慮されていない+わからない	15 (21.13)	17 (23.94)	23 (32.39)	21 (29.58)	25 (35.21)

表6 回答者の就労状況

区分	就労している	就労していない	就労者構成比
障害のない群	78	31	71.56
障害当事者群	34	37	47.89

カイ2乗検定 Fisherの直接法 $p = .002 < .01$

表7 職業区分と接触頻度、認知度との関連

(1) 接触頻度

職業区分	度数	平均ランク
管理的 / 専門的 / 技術的 職業	59	77.11
管理的以外の職業	53	101.86
無職	68	93.26
合計	180	

Kruskal-Wallis検定、正確有意確率 $p = 0.0151 < .05$

(2) 認知度

職業区分	度数	平均ランク
管理的 / 専門的 / 技術的 職業	59	76.12
管理的以外の職業	53	95.60
無職	68	99.00
合計	180	

Kruskal-Wallis検定、正確有意確率 $p = 0.0184 < .05$

表8 ノーマライゼーションの考え方が浸透しているか

区分	度数	構成比
浸透している	5	2.78
まあ浸透している	61	33.89
あまり浸透していない	97	53.89
浸透していない	17	9.44

は、71人中43人（60.56％）に及び、差別・偏見を感じる時は、「近所づきあい」21人（29.58％）や地域行事22人（30.99％）、電車バスの移動場面、買い物、医療機関がいずれも18人（25.35％）、仕事、求職活動のとき12人（16.90％）等であった（表4）。

続いて被差別体験について、身体障害等と知的障害・精神障害・自閉症スペクトラムに大別してみると、知的障害・精神障害・自閉症スペクトラム群で差別を感じたことがある、割合が高い傾向を示していた（表4-2）。

次に障害当事者が「合理的配慮の提供」をどのように感じているかを「窓口、電話、自宅宛での郵便、公共施設、福祉施設」の利用時ごとにみていくと表5のとおりいずれの機会・手段においても「配慮されていると感じる」が、「配慮されていないと感じる」を上回っていたが、「配慮されていない+わからない」とするものが福祉施設について25人（35.21％）と最多であった。

5 回答者の就労・雇用状況

就労している者の割合は表6のとおり、障害のない群は71.56％、障害当事者群は47.89％で2群間に差がみられた。

続いてこれまでみてきた障害者との接触頻度、差別解消法に対する認知度について職業区分別にみていくと、表7のように「管理的専門技術的職業」にある者は障害当事者と接する機会が多く、認知度の高いことが明らかになった。

6 ノーマライゼーション理念の浸透度とこれからの障害者福祉の方向

ノーマライゼーション理念の浸透度について尋ねたところ、「浸透している」が5人（2.78％）、「まあ浸透している」が61人（33.89％）、「あまり浸透していない」が97人（53.89％）、「浸透していない」が17人（9.44％）で、健常者、障害当事者の2群間で浸透度に関する認識に差はみられなかった（表8）。

IV 考察

1 障害者 合理的配慮の提供 障害者差別の定義

本研究で、「障害者」は、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨に沿って、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を指すが、サービスを受ける客体でなく、社会生活を営む自立（律）した尊厳を有する主体であることから、障害当事者と呼ぶこととする。

「合理的配慮の提供」については、法令等に即して「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、過度の負担を課さないものをいう。」とする。

また、「障害者差別」については、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。」とする。

2 障害者差別解消法の認知度、障害者との接触頻度及び接触時の対応状況

障害者差別解消法に対する認知度は、全回答者で144人（80.00％）に達していたが、これを障害のない者、障害当事者に分けてみていくと障害当事者群は88.73％と高率であった（表2-2）。障害当事者が法律制定をまさに我がこととしてとらえ、関心の高いことが窺える。

また、日ごろ障害のある人と接する機会は、「ある」者が147人（81.67％）に及び高い割合を示していたが、この接触頻度と認知度、接触したときの対応状況との関連をみていくと接触頻度の高い者ほど認知度が高く、適切な対応ができたと回答した者が多くを占めていた（表3-2）。

我が国では障害者権利条約の批准以降、改正障害者基本法（「障害者基本法の一部を改正する法律」平成23年法律第90号）等、国内法が順次整備されるとともに地方自治体においても「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例¹⁴⁾、合理的配慮が提供されない場合のあっせん規定を設けている「栃木県障害者差別解消推進条例」¹⁵⁾等の条例が制定されてきている。

障害者差別解消法の制定・施行を契機に、社会的障壁を取り除く機運が醸成され法律や制度については認知度が高まってきているものの、障害当事者及び合理的配慮の提供に関する理解は、不十分であることが、今回の調査から明らかになった。

3 障害当事者差別の実態

これまでみてきたように障害者差別解消法と合理的配慮に関する法律や制度について一定の理解は進んでいるものの、一方で、障害当事者が「障害を理由に差別偏見を感じたことがある」が、「感じなかった」者のほぼ2倍の60.56％に達している現実が明らかになった。この割合は、障害者福祉の進展を実感する指標でもある「ノーマライゼーションの理念」が浸透していない、と回答した63.33％に匹敵する（表4、表8）。そして差別・偏見を感じるのは、「近所づきあい」や地域行事など日ごろの生活場面、あるいは電車・バスの移動場面、買い物、医療機関、仕事、求職活動等多岐にわたる地域における自立を目指す機会や手段を必要としている場面や機会であった。合理的配慮の提供の理念が就労、雇用場面にとどまらず、日常生活における身の回りにおいても求められている、と強調するのもこのためである。

さらに被差別体験について障害種別ごとに身体障害と知的障害・精神障害・自閉症スペクトラムに大別してみると、知的障害・精神障害・自閉症スペクトラム群が身体障害者群に比べて被差別体験の頻度が高いことが明らかになった（表4-2）。

合理的配慮の提供をどのように感じているか現況を尋ねた本調査では、直接的なコミュニケーション場面で配慮されていると感じる者の割合が高く、文書による連絡など間接的な手段では低い傾向がみられた。障害当事者と対面する場面では文字通り配慮がみられるが、そうでないときにはおろそかになりがち、という日常の現実を映し出しているように考えられる。合理的配慮が提供されているとする割合がもっとも低かった福祉施設については、改めて専門機能を備えた施設としてその使命を振り返ることの重要性を指摘しておきたい（表7）。

4 回答者の就労状況と職業区分による障害当事者との接触頻度、障害者差別解消法の認知度

障害者の雇用環境は、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等制度面では整備されてきているが、今回の調査で改めて障害者の就労率は健常者に比べて低率であることが確認された（表6）。

障害当事者の就労率を上げるには新規求職申込者数を増加させることは自明のことであるが、まず就職申込をした障害者の就職決定、つまり表9-2に示した就職率を上げることが肝要である。雇用分野は合理的配慮の提供を必要としている分野である。今回の調査で、「管理的専門技術的職業」にある者は障害当事者と接する機会が多く、障害者差別解消法に対する認知度の高いことを示唆する結果が得られた（表7）。このことは、管理的専門技術的職業に従事する者がなんらかの形で障害当事

表9 障害者の職業紹介状況等¹⁹⁾

種別	平成19年度 直近の障害者数	平成19年度 新規求職申込件数	平成19年度 就職件数
身体障害児・者総数*	3,483,000	61,445	24,535
身体障害児・者千対		17.6	7.0
知的障害児・者総数**	547,000	22,273	12,186
知的障害児・者千対		40.7	22.3
精神障害者総数***	3,030,000	22,804	8,479
精神障害者千対		7.5	2.8

*平成18年身体障害児・者等実態調査

**平成17年知的障害児・者基礎調査

***平成17年患者調査

表9-2 障害別新規就職申込件数、就職件数、就職率の推移

種別		新規求職申込件数	就職件数	就職率
身体障害	平成19年度	61,445	24,535	39.93
	平成28年度	60,663	26,940	44.41
知的障害	平成19年度	22,273	12,186	54.71
	平成28年度	34,225	20,342	59.44
精神障害	平成19年度	22,804	8,479	37.18
	平成28年度	85,926	41,367	48.14

者の雇用、あるいは就労場面で影響力を行使できる立場にあると考え、障害当事者を巡る合理的配慮提供の理解促進に大きな力になるものと期待される。

V 結論

1 障害当事者との接触頻度と接触時の対応

本調査で回答した障害のない者の群には地域福祉従事者、行政職等が含まれていることから慎重に解する必要はあるが、障害当事者と日ごろ接する機会のある者は（業務を通じてであっても）、接触頻度の低い者に比べ障害と障害当事者に対する理解があり、障害者福祉を巡る動向に関心が高いことを証明する結果である。

障害のない者と障害当事者との接触交流の意義については、オールポートの提唱した接触仮説（直接接触効果¹⁶⁾や「障害者に対する偏見を解消するには、（障害のない者との）相互作用による接触が有効である。」¹⁷⁾、差別を乗り越える実践として、「障害のある人との身近な関係性をつくる、近所の人とか、同じ学校あるいは同じ職場の仲間であるといった関係性を障害者との間で築いていく。」ことが重要である¹⁸⁾等の指摘がある。

2 障害当事者差別 就労・雇用実態

本調査の結果による実態から、T市の就労・雇用については、厳しい状況である。

全国における障害者の職業紹介状況を、身体障害児・者総数3,483,000人、知的障害児・者547,000人、精神障

害者3,030,000人について、それぞれ平成19年度新規求職申込件数及び就職件数をみると表9のとおり身体障害児・者は千対17.6件、（就職件数7.0件）、知的障害児・者、40.7件（同22.3件）、精神障害者7.5件（同2.8件）である。

平成19年度から平成28年度における新規就職申込件数、就職件数、就職率の推移をみていくと、3障害ともにそれぞれ上昇しているものの就職率では、知的障害の59.44%に対し、精神障害48.14%、身体障害は44.41%、にとどまり、新規就職申込件数では、身体障害が平成19年度61,445件に比べ平成28年度は60,663件（98.7%）と落ち込んでいる（表9-2）。

3 被差別体験

被差別体験では、就労、雇用場面にとどまらず、普通の日常生活においても、差別を感じた機会が多かったことは、合理的配慮の提供の理念が日常生活における身の回りにおいても求められている、と強調するもののためである。

障害当事者の社会への橋渡しを推進する立場から実施した宮澤ら⁷⁾は、特別支援学校高等部教員の意識調査で、合理的配慮に関する「法律の知識のある者のほうが、生徒が合理的配慮を適切に受けることができるようにすることへの課題意識が高い」と述べている。このことは障害当事者の主権者教育に通じ、合理的配慮の提供の理念の広がりをもたらすものと考えられる。大井ら⁸⁾は知的・発達障害成人の保護者を対象にした選挙をテーマに

した意識調査の結果から、選挙の投票方法に加えて選挙の意義に関する学習や政策を理解するための支援の必要性を強調している。

一方、障害当事者の厳しい就労状況を踏まえれば、千恵蘭⁶⁾が提起しているように合理的配慮を狭義の雇用場面に限局する個人・医学的モデルから社会モデルに転換拡大し、雇用に関する議論が必要になってくる。「雇用環境のすそ野を拡大し雇用状況の改善に向けた『適応』は、社会の側の問題であり、障害を有する個人の問題ではない」²⁰⁾、ととらえる「社会モデルへのパラダイム転換は、障害当事者の雇用環境の改善にとどまらず、障害当事者の地位向上、自立支援に向けた法的保護の対象拡大」²¹⁾につながると思われるからである。

細野⁴⁾は、大学において行われた合理的配慮の提供事例について調査し、支援を受ける当事者の意見を反映させ、専門知識と経験を持つ教職員のチームによる支援体制をとることが必要であるとし、特に発達障害・精神障害を抱える学生に対して検討課題が残る、としている。清水⁹⁾は、特別支援教育関連法規を中心に我が国における障害者関連の法整備、施策の変遷を概観し、学校等の取り組みは進んだが、生きづらさに対する社会の理解は十分に深まっていない、と指摘している。本調査で明らかになった障害種別による被差別体験の差異も同様の事情が背景にあるものと考えられる。

野澤³⁾は、法律ができて世の中簡単には変わらなかったというアメリカの障害者差別禁止法(ADA)制定当時の社会事情を紹介しながら、未来は変えることができる、そのためには教育が大事である、と強調している。

結城¹⁰⁾は、障害者の多様性の問題とノーマライゼーション理念について論じ、「安易に過度の負担を理由として合理的配慮を行わないことを「合理的排除」と呼び、差別であると指摘している。

4 合理的配慮の提供と障害の社会モデル

これまで障害者差別解消を巡って、新しい法律や制度ができたことは知っているもののこのことを契機に障害福祉の進展を実感するまでに至っていないことを指摘してきた。障害当事者に対する合理的配慮の提供の理念について、具体的内容を伴う理解が深まらず市民に浸透していないのではないかと考えられる。このことからここでは、合理的配慮の提供を、「障害者は他の人と異なるニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、通常の人間のニーズを満たすのに特別な困難性のある普通の市民と考えられるべき」²²⁾とする新しい障害者観に基づいた「通常の人間のニーズを満たす」ための社会的

働き、としてとらえていくことを提唱したい。例えば、福祉教育では、障害当事者の「『障害者である前に人間でありたい。』との言葉には、特別支援学校と通常学校の教育制度、分けられたカリキュラム、教育の場等分けていることを当たり前としている私たち一人ひとりの障がい観が問われている。」²³⁾のである。

新しい障害者観とは、障害当事者が日常生活等において受ける制限は、本人が有する心身の機能の障害に起因するものとしてとらえ、障害者を「障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」としていた従来の障害者観に対して、上述した改正障害者基本法に取り入れられた、障害者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする社会モデルの考え方(改正障害者基本法2条2号)のことを指している。

この障害の社会モデルについては、医学モデルと対立的にとらえられがちであるが、梅木¹¹⁾は、「疾病をかかえているものも人間であれば、障害を抱えているものも人間である。」として、医学モデルと障害の社会モデルの統合に賛意を示している。

障害の社会モデルは、イギリスにおける隔離、差別に反対したUnion of Physically Impaired Against Segregation(UPIAS)の活動に始まる。Oliver M²⁰⁾らは、障害(disability)の社会モデルでは機能障害(impairment)は個人の問題であるが、disabilityは政治的、経済的、文化的規範による不利あるいは活動の制限と考える、と述べている。そしてOliver M²⁰⁾らは、障害の社会モデルの具現化としてソーシャルワークにおける「市民アプローチ(the citizenship approach)」を掲げ、①経済的次元(障害者は社会に寄与する労働者であり、消費者である)、②政治的次元(障害者は選挙権をもち、力を有している)、③道徳的次元(障害者は人であり、人権を有している)の次元からなるとした。これらの市民アプローチは、障害者差別解消法によって立つ基盤といえる。

Oliver M²⁰⁾らに、影響を与えたUPIASについては、社会モデルの生成過程の研究¹²⁾と合わせてUPIAS創設者Paul Hunt(1937-1979)のLife History研究¹³⁾がある。Disabilityと対峙したPaul Huntの生涯から社会モデルの源流をたどることは、実践に应用可能な理論的探求²⁴⁾を重ね、ソーシャルモデルを豊かで精緻なものに発展させていくうえで意義があるものと考えられる。

障害者差別解消法の中核概念である「合理的配慮(reasonable accommodation)」の英語における原義は、理屈のとおり道理にかなった正当reasonableな便宜・調節accommodationである。山村²⁵⁾は合理的配慮規定に関

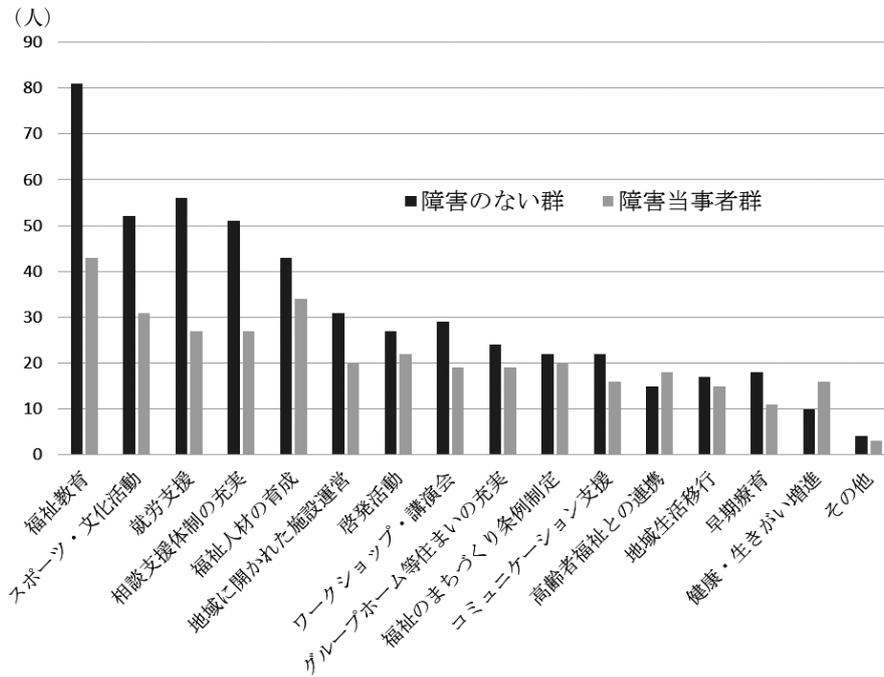


図1 これから注力すべき障害者福祉の施策

連して基幹的能力と障害者の賃金について検討を進め、他者との平等を前提とする合理的配慮は、個別性、障害者の請求権、相対性にその特徴があり、「同じスタートラインに立つため、またその後の公平な競争に必要なハンデをもらうようなものだろう。しかし、決して、別枠でそれぞれに競技を行うようなものではない」という指摘をしている。今回の調査では、障害当事者の被差別体験が60%を超えその多くが身近な日常の生活場面においてであった。

合理的配慮の提供が差別解消のツールとして期待されるとすれば、雇用場面にとどまらず社会生活を営む身近な場面や機会全般にわたって活用できる。そのために合理的配慮の提供を緩やかに包括的にとらえる議論への橋渡しが今後必要になってくる。

障害当事者がさまざまな社会生活場面において差別を体験しているということは、社会は障害当事者に対して（申し出がなかったことを口実に）合理的配慮の提供をしてこなかった不作為の証左ともいえる。実際、調査では障害当事者と接したときに適切に対応できなかった理由として、接し方が分からない（39.44%）に次いで、申し出がなかったが、18.33%に及んでいた。そして適切な対応をしていくために必要な情報として、障害の内容や種別に関する知識（73.33%）、合理的配慮の具体的内容（60.56%）があげられていた（表3-3 いずれも多重回答）。

障害の社会モデルを具現化するツールとして、合理的配慮の提供を広義に緩やかにとらえパワーアップしてい

く、「別枠でそれぞれに競技を行う」議論への橋渡しである。

白井⁵⁾は、障害者差別解消法は障害のない人たちだけでなく、障害者差別があまりに日常化しているために差別を差別として気づかない障害者自身にとっても何が差別であるかを気づかせ、声をあげさせることのできる大切なツールである、と述べている。

障害者差別解消法制定前には、「障害者に対する障害を理由とする差別事例等調査事例集²⁶⁾、法施行に向けた直前には各省庁、自治体が多くガイドラインが作成され、法施行後には「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】²⁷⁾」等多くの差別解消、合理的配慮の提供に資する事例が集積されてきている。これらの事例集の活用が望まれる。

5 これから注力すべき障害者福祉の施策

これから注力すべき障害者福祉の施策として得られた結果は図1のとおりであった。回答の多い順にあげていくと「福祉教育」124人（68.89%）、「スポーツ文化活動」、「就労支援」がともに83人（46.11%）、以下、「相談支援体制の充実」78人（43.33%）、「福祉人材の育成」が77人（42.78%）等であった（図1）。

これを障害当事者群、障害のない群に分けてみていくと、ともに福祉教育が1位、スポーツ文化活動が3位であったが、障害当事者群では福祉人材の育成が2位、就労支援が4位、相談支援が5位と続き、障害のない群では2位が就労支援、4位が相談支援、5位福祉人材の育成の順でそれぞれの間順位に異動がみられた。

福祉教育、特に早期からの交流教育については、障害のある子どもと障害のない子どもが時空を共有し共に学ぶことは、オールポートの指摘した接触効果を発揮し、障害者差別の解消と共生社会の形成に向けた大切な取り組みとして改めてその意義を指摘しておきたい。幼少時から互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことは、障害に対する理解を深め、個人の多様性を認め自他の敬愛と協力を重んずる態度の涵養につながるからである。

障害当事者群では障害のない群に比べ、生きがい増進・健康づくりをあげた者が多く、上述したように就労支援は4位であった。障害当事者の高齢化を反映しているものと考えられる。このようにこれから注力すべき障害者福祉について、多方面にまたがる施策に期待が寄せられた。個別施策の展開に際しては、障害当事者の置かれた状況とその意向を踏まえた取り組みが大切である。

VI 研究の限界と今後の課題

本研究では、障害者差別解消法の制定施行を契機に法律の認知度、障害者差別と合理的配慮の提供の実態を中心に、市民の障害者福祉に関する意識調査を実施し、その構造の一端を明らかにした。

しかし、限界もみられる。まず、障害者差別解消法の認知度が直接的に障害者福祉についての理解度を示す指標になりうるのか、このことを確認するには、さらに障害者福祉全般にわたる領域とそこにおける課題を探る必要がある。

また、今回の調査は対象、地域も限定的であることから、得られた結果から積極的に一般化が可能になるように、さらに調査対象の規模、調査対象地域等の抽出・選定について検討が必要である。

今後、地域における障害者福祉の課題を浮き彫りにし、解決に向けた政策展開につながる研究に発展させていきたいと考えている。

VII おわりに

障害者差別解消法施行下における障害者福祉に関する市民意識調査を実施し、180人から回答を得た。この結果、法律や制度に関する認知度は高く市民の一定の理解が進んでいるものと考えられたが、一方で障害当事者は、厳しい就職状況に直面しているとともに、近所づきあい等日ごろの地域生活の場面や社会参加の機会に障害に根差した差別を体験したことのある障害当事者が60%を超え、さらに障害の種別により被差別体験に差があることが明らかになった。合理的配慮の提供を感じる人の割合は、直接的なコミュニケーション場面で高く、文書による連絡など間接的なコミュニケーション手段では低

い傾向がみられた。

障害当事者の地位向上と自立を進めるために雇用環境の改善に加え、日常の地域生活における合理的配慮の提供が広がっていくことが望まれる。

一方、ノーマライゼーションが浸透していないと考える者が63% (表8)に達し、法律や制度に対する認知度と社会における障害者福祉の充実度に対するとらえ方の意識に開差がみられた。すなわち、新しい法律や制度について一定の理解が進んできているものの、このことが直接的に障害者差別の通減、福祉を実感できるノーマライゼーション理念の浸透を意味するものでないことが今回の市民調査で明らかになった。

今、障害者福祉は、障害者差別解消に向けたノーマライゼーション理念の浸透を実感できる共生社会の実現に向けた一層の取り組みが求められる。障害者及び障害児が単に「自立した」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常の地域生活又は社会生活を営むこと」²⁸⁾に向けた施策の展開である。「日常の地域生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くこと」(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成25年4月1日施行)は、障害者福祉の直面してきた大きな課題である。

障害の社会モデルの普及浸透は、合理的配慮の提供とあいまって、この課題解決に向けこれからの障害者福祉の制度・施策に対する視点の転換をもたらす構築していく大きな力になるものと考えられる。

謝辞

本論文の作成にあたり、終始適切な助言を賜り、また丁寧にご指導して下さった新潟医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科鈴木昭教授に心より感謝致します。

そして、本研究の趣旨を理解し快く協力して頂いた、T市調査対象地区の各自治会および調査対象者の皆様に心より感謝致します。

本当にありがとうございました。

文献

- 1) 外務省, 障害者の権利に関する条約(略称: 障害者権利条約), Convention on the Rights of Persons with Disabilities, http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html, 2016年10月4日.
- 2) 内閣府, 平成29年版障害者白書, <http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h29hakusho/zenbun/index-pdf.html>, 2017年11月10日.

- 3) 野澤和弘：障害者差別解消法施行から1年 特集 障害者差別解消法・権利条約から障害者の暮らしを見直す, 季刊福祉労働, 157:12-21, 2017.
- 4) 細野正人, 石垣琢磨, 丹野義彦ら：障害者差別解消法施行による差別解消効果の分析, 明治安田こころの健康財団研究助成論文集, 52:123-129, 2016.
- 5) 白井誠一郎：日常生活における差別と合理的配慮の実態－差別解消法の見直しに向けて 特集 障害者差別解消法・権利条約から障害者の暮らしを見直す, 季刊福祉労働, 157:34-42, 2017.
- 6) 千恵蘭：障害者就労における労働と福祉の融合を目指す－考察, 佛教大学大学院紀要, 45:53-68, 2017.
- 7) 宮澤晃尚, 小島道生：卒業後の生徒への合理的配慮提供に対する知的障害および知的障害と肢体不自由を併置した特別支援学校高等部教員の意識－障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法の知識の差からの検討－, 発達障害研究, 39(4):411-425, 2017.
- 8) 大井ひかる, 成田泉, 島田明子ら：知的・発達障害成人の選挙をめぐる現状と課題, 富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要, 教育実践研究, 11:87-91, 2016.
- 9) 清水浩：我が国における障害者関連の法整備及び国の施策の変遷, 山形県立米沢女子短期大学紀要, 52:31-39, 2016.
- 10) 結城俊哉：ノーマライゼーション理念における障害者の「多様性問題」に関する検討～「共に生きる」ための障害者福祉学の構想～, 立教大学コミュニティ福祉研究所紀要, 4:69-83, 2016.
- 11) 梅木幹司：障害者の権利条約の視点からの障害概念の検討, 山口福祉文化大学, 8:83-87, 2014.
- 12) 田中耕一郎：『障害の基本原則Fundamental Principles of Disability』の検証－社会モデル生成の議論へ－, 北星学園大学社会福祉学部北星論集, 53:91-114, 2016.
- 13) 田中耕一郎：社会モデルの源流を求めて(その1)－UPIAS創設者ポール・ハントのライフヒストリーを辿って－, 北星学園大学社会福祉学部北星論集, 51:1-21, 2014.
- 14) 千葉県, 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 平成十八年十月二十日条例第五十二号, https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/shougai-kurashi/jourei/documents/syogaijorei_240323w.pdf, 2017年12月17日.
- 15) 栃木県, 栃木県障害者差別解消推進条例, http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisa/sesaku/sabetsukaisyo_jourei.html, #栃木県障害者差別解消推進条例, 2017年12月17日.
- 16) オールポート, G.W: 偏見の心理16 接触の効果, 原谷達夫(翻訳), 野村昭(翻訳), 培風館, 初版, 227-242, 東京, 1980.
- 17) 山内隆久：偏見解消の心理 対人接触による障害者の理解, ナカニシヤ出版, 初版, 8-11, 東京, 1996.
- 18) 栗田季佳, 星加良司, 岡原正幸：見えない偏見 対立を乗り越える心の実践－障害者差別にどのように向き合うか?, 大学出版部協会, 初版, 6-19, 東京, 2017.
- 19) 厚生労働省, 平成28年度・障害者の職業紹介状況等, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000166251.html>, 2017年6月2日.
- 20) Oliver M, Sapey B, Thomas P: Social work with disabled people, Palgrave Macmillan, 4th. edition, 15-23, Houndmills, Basingstoke, Hampshire, 2012.
- 21) 川島聡, 飯野由美子, 西倉実季ら：合理的配慮 対話を開く 対話を拓く「対象者の拡大可能性」, 有斐閣, 初版, 145-161, 東京, 2016.
- 22) 平岡蕃：障害の構造モデルに関する一考察－医療モデルから社会モデルへの転換について－, 久留米大学文学部紀要, 1/2, 75-88, 2009.
- 23) 荒川哲郎：障害のある人への差別を解消する法律の意味すること, 三重大学研究紀要, 133-136, 2015.
- 24) 石尾絵美：障害の社会モデルの理論と実践, 横浜国立大学技術マネジメント研究学会, 7, 37-49, 2008.
- 25) 山村りつ：基幹的能力の概念を軸とした障害者の賃金についての考察－合理的配慮規定に関連して－, 社会政策, 7(1):99-111, 2015.
- 26) 財団法人日本障害者リハビリテーション協会, 障害者に対する障害を理由とする差別事例等調査事例集, 2009年3月13日, <https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/handicap/h21-sabetsujirei.pdf>, 2017年5月13日.
- 27) 内閣府障害者施策担当, 障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】, 平成29年11月.https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki_jirei.Pdf, 2017年12月1日.
- 28) 内閣府本府, 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針について, 平成27年2月24日閣議決定, <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>, 平成2017年10月21日.